

## 恵那市地域自治区活動交付金交付要綱（平成28年3月28日告示第54号）

○恵那市地域自治区活動交付金交付要綱

平成28年3月28日告示第54号

### 改正

平成31年3月11日告示第29号

恵那市地域自治区活動交付金交付要綱

（趣旨）

**第1条** この要綱は、地域計画の理念に基づき、地域自治区の活動に必要な経費や地域自らが地域課題に対応して実施する事業の経費等を交付する恵那市地域自治区活動交付金（以下「交付金」という。）について、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

**第2条** この交付金は、地域自治区の運営に必要な経費等を支援することにより、地域自治区制度の醸成を図ることを目的とする。

（定義）

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 地域自治区 恵那市地域自治区条例（平成30年恵那市条例第42号）第3条に定める区域をいう。
- （2） 地域自治区運営協議会 恵那市地域自治区条例に基づいて設置した地域のまちづくり活動を推進するための組織をいう。
- （3） 地域計画 各地域自治区が地域の課題解決に向けて策定した地域に特化した特色ある計画をいう。

（交付金の交付）

**第4条** 市長は、この要綱の定めるところにより、地域自治区運営協議会に対して交付金を交付する。

2 交付金は、基礎交付金及び該当する地域のみ地域人口調整交付金とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（交付金の額）

**第5条** 交付金の額は、別に定める額を上限とする。

（交付金の使途）

**第6条** 交付金は、地域自治区運営協議会においてその使途を協議し、地域自治区の運営に対する経費及び地域課題に対応して取り組む活動の経費等に活用するものとする。

2 地域自治区運営協議会は、前項の規定にかかわらず、交付金を次の各号のいずれかに該当する活動又は事業に用いてはならない。

- （1） 特定の団体及び個人の利益を目的とする活動
- （2） 宗教及び政治に関する活動を目的とする活動
- （3） 公序良俗に反する活動
- （4） その他市長が適当でないとした活動

（交付の申請）

**第7条** 交付金の交付を受けようとする地域自治区運営協議会は、次に掲げる書類を添えて、地域自治区活動交付金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

- （1） 活動計画書
- （2） 収支予算書
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

**第8条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が適当であると認めるものについて交付金の交付を決定する。ただし、その使途において必要な条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、地域自治区活動交付金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った地域自治区運営協議会に通知するものとする。

（交付請求及び交付）

**第9条** 前条第2項の交付決定を受けた地域自治区運営協議会は、地域自治区活動交付金交付請求書（様式第3号）により市長に交付金を請求するものとする。

2 市長は、地域自治区運営協議会が交付金の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、交付金の全部又は一部を概算により交付することができる。

3 地域自治区運営協議会は、前項に規定する概算払を必要とするときは、地域自治区活動交付金概算交付請求書（様式

第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

**第10条** 地域自治区運営協議会は、翌年度の4月15日までに地域自治区活動交付金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 活動実施記録書類(写真等)
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(交付金の額の確定等)

**第11条** 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、交付する交付金の額を確定し、地域自治区活動交付金交付確定通知及び返還通知書(様式第6号)により地域自治区運営協議会に通知するものとする。

(交付金の返還)

**第12条** 市長は、地域自治区運営協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、既に交付した交付金の全部又は一部を期限を定めて返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 交付金をその目的以外に使用したとき。
- (4) 前3号のほか、交付金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(書類の整備)

**第13条** 地域自治区運営協議会は、交付金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、5年間保存しなければならない。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**(平成31年3月11日告示第29号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

---

年 月 日

恵那市長 様

申請者  
所在地  
名 称  
代表者名

地域自治区活動交付金交付申請書

年度において、次のとおり交付金を交付されるよう恵那市地域自治区活動交付金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

(添付書類)

- 1 活動計画及び収支予算書
- 2 その他市長が必要と認める書類

活動計画書

区 分	内 容	
地域自治区の活動	1	【概要】
	2	【概要】
	3	【概要】
地域計画の目標達成の ために実施する活動	1	【概要】
	2	【概要】
	3	【概要】
事務局経費	1	【概要】
	2	【概要】
購入備品等 (保管場所記入)	1	【購入備品】 (購入目的・保管場所)
	2	【購入備品】 (購入目的・保管場所)
その他の活動		

## 収支予算書

### 1 収入の部

項 目	金 額(円)	摘 要
計		

### 2 支出の部

項 目	金 額(円)	摘 要
計		

年 第 号  
月 月 日

様

恵那市長

印

### 地域自治区活動交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった交付金の交付については、次のとおり決定しましたので、恵那市地域自治区活動交付金交付要綱第8条の規定により通知します。

なお、交付額の確定も行ったので、併せて通知します。

#### 記

1. 交付金名 年度地域自治区活動交付金
2. 交付決定額 金 円
3. 交付条件
  - (1) この交付金を受ける地域自治区運営協議会は、恵那市地域自治区活動交付金交付要綱の定めに従わなければならない。
  - (2) この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - (3) 市長は、申請者が交付の条件に違反したときは、交付金の全部又は一部を返還させることがある。
4. 特記事項

年 月 日

恵那市長 様

所在地  
名 称  
代表者名 ⑩

地域自治区活動交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった  
年度地域自治区活動交付金を、恵那市地域自治区活動交付金交付要綱第9条  
の規定により請求します。

記

1 交付請求額 金 円

年 月 日

恵那市長 様

所在地

名 称

代表者名

⑩

地域自治区活動交付金概算交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった  
年度地域自治区活動交付金を、恵那市地域自治区活動交付金交付要綱第9条  
の規定により概算請求します。

記

1 交付請求額 金 円

年 月 日

恵那市長 様

所在地  
名 称  
代表者名

㊞

地域自治区活動交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった交付金について、次のとおり恵那市地域自治区活動交付金交付要綱第 10 条の規定により関係書類を添えて実績報告をします。

記

1. 交付金の額 金 円

(添付書類)

- 1 活動報告書及び収支決算書
- 2 活動実施記録書類 (写真等)
- 3 その他市長が必要と認める書類

地域自治区活動交付金活動報告書及び収支決算書

1. 地域自治区名

地域自治区名	
--------	--

2. 活動報告書

区 分	内 容	
地域自治区の活動	1	【概要】
	2	【概要】
	3	【概要】
地域計画の目標達成のために実施した活動	1	【概要】
	2	【概要】
	3	【概要】
事務局経費	1	【概要】
	2	【概要】
購入備品等 (保管場所記入)	1	【購入備品】 (保管場所)
	2	【購入備品】 (保管場所)
その他の活動		

### 3. 収支決算書

#### 1 収入の部

項 目	金 額 (円)	説 明
計		

#### 2 支出の部

項 目	金 額 (円)	説 明
計		

年 月 日

様

恵那市長

⑨

地域自治区活動交付金交付確定通知及び返還通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については次のとおり確定したので、恵那市地域自治区活動交付金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 交付金名	
3 交付金交付確定額 (A)	円
4 交付金概算交付額 (B)	円
5 交付金返還額 (A - B)	円
6 交付条件	(1) この交付金は、恵那市地域自治区活動交付金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) 市長が必要あると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は事業等の執行状況について実施検査をします。 (3) 恵那市地域自治区活動交付金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、交付金の返還を求めます。